

# 契約手続における請求書等の押印見直しについて

令和3年3月  
北海道

道では、行政分野におけるデジタル化・オンライン化に向けた押印等の見直しの取組として、事業者の方から提出いただく請求書等について押印を省略できることとし、電子メールによる提出を可能としましたので、お知らせします。

## 【押印が不要となる書面等】

- (1) 請求書
- (2) 見積書
- (3) 契約手続上、提出いただく通知書・報告書など  
(例) 業務責任者の通知、業務完了の通知

## ※ 注意事項

- ① 「請求書」や「見積書」の押印を省略する場合は、請求書等の余白に次の例を参考として「本件責任者及び担当者の氏名（フルネーム）・連絡先（電話番号）」を記載してください。

【記載例】	氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者	〇〇 〇〇	※※※-※※※-※※※※
担当者	〇〇 〇〇	※※※-※※※-※※※※

- ② 請求書等を電子メールにより提出する場合は、道の契約担当課（提出先）に、電子メールに添付する請求書等のファイル形式（PDF、Word、Excelなど）、メールアドレス等を確認の上、提出してください。
- ③ 法令の定め等により、「契約書」、「入札書」、「委任状」等は、今後も押印が必要です。

## 【実施時期等】

令和3年4月1日以降に提出いただく請求書等を対象とします。